

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

平成27年度国勢調査によると、本市の総人口は101,081人、その内、生産年齢人口は62,860人で62.1%を占めている。総人口は、前回に比べ0.9%増加したが生産年齢人口は5.2%減少している。また、経済センサス調査によると、総事業所数は3,301で前回に比べ3.3%減少している。この様に市内の中小企業は減少傾向にあり、さらに人手不足や後継者不足等の課題に直面している。

産業構造を部門別に見ると第3次産業就業者の割合が約81%で全国平均を上回っているが、第1次産業就業者の割合は全国平均を約2ポイント、第2次産業者の割合は約6ポイント下回っている。また、市内居住者を産業大分類別に見ると、約19%が「卸売業、小売業」分野に従事しており、次いで「医療、福祉」の約13%、「製造業」の約9%となっている。

上述のような状況から、今後も市経済のさらなる発展と雇用の場の拡充に向け、既存企業の活性化と大規模店舗等との共存を図っていくことが重要である。

しかし、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、従業員の高齢化や人手不足、設備の老朽化等により技術・技能の維持が難しくなり廃業を検討するケースもある。今後、市内企業の生産性をさらに高めていかなければ、地域経済をけん引し、市民および従業員の生活の質を高め、にぎわいを生む産業活力を支えている多くの資源を将来的に失うことにもなりかねない。市はこれまでも、人手不足への対応を喫緊の課題として、関係機関と連携の上女性や若者、高齢者など多様な人材の掘り起こしによる新たな働き手の確保のためセミナー等を開催するとともに、商工会と連携して市内企業の経営改善指導、専門家相談窓口を設置するなど市内企業の持続および発展のため取り組んできた。

このような中、中小企業の新たな設備投資に係る固定資産税特例が創設されたことに伴い、国の施策と一体となって市内企業を支援するため、本計画を策定する。

(2) 目標

市内事業所が本計画を利用し先端設備等の導入をすることで、労働生産性や事業環境を向上させ、次の段階の事業拡大等に移行し、本市の中小企業融資制度を利用することに繋がることから、中小企業・小規模事業者の人手不足への対応を促進するため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備に更新する等新たな設備投資により生産性の向上を図る中小企業を支援し、本市全体の生産性を押し上げることを目標とする。

計画期間中の「先端設備等導入計画」の認定件数の目標を15件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

生産性向上特別措置法第37条第1項に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする先端設備等の種類については、中小企業者による幅広い取組を促すため、生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象区域は、事務所等を置く中小企業者が広く制度を活用できるように市内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象となる業種および事業は、多様な業種によって構成され、地域経済をけん引するとともに雇用創出の場となっている市内の中小企業者を広く支援するために、すべてとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

雇用の安定を図るため人員削減を目的とした取組を先端設備導入等計画認定の対象としない。

健全な地域経済の発展に配慮し公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画認定の対象としない。